

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和6年12月13日

ムジークフェストなら実行委員会 会長 山下 真

## 1 委託業務の概要

(1) 業務名 令和7年度Nara for Culture企画・運営業務

(2) 業務の目的

本業務では、奈良を“クリエイティブ・アーティストが集まる場”にすることを目指して、甲が令和7年度に実施する以下の2つの事業について企画・運営を行う。

「Nara for Culture～ムジークフェストなら2025～」は、奈良県内のさまざまな会場で、クラシックをはじめとした上質な音楽によるコンサートを開催することで、奈良で文化・芸術に触れる機会を提供することを目的とする事業である。本業務では、公演の企画、全体管理等を通じて、「Nara for Culture～ムジークフェストなら2025～」の各公演を円滑に開催することを目的とする。

「Nara for Culture～ムジーク・サポート～」は、奈良が「若者等が創作活動に挑戦し成長できる土地」になることを目指し、クリエイティブな音楽活動を支援する事業である。本業務では、音楽関係者、企業等による交流の促進や、練習場所の提供などを通して、音楽演奏家の活動を支援することを目的とする。

(3) 業務内容 4(2)により交付する仕様書等のとおり

(4) 委託料上限額 34,780千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を限度とする。

※当実行委員会に対する奈良県負担金に係る奈良県予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、当実行委員会は手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(5) 委託期間 契約締結の日から令和7年12月31日(水)

## 2 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)
- (6) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (8) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (9) 暴力団またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (10) 上記(7)及び(8)並びにそれらの構成員(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。)を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (12) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を継続的に有している法人等でないこと。
- (13) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q5 広告・イベント業務」に登録がある者であること。(ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。)
- (14) 同種又は類似の業務を2019年4月1日以降に受託し、履行した実績を有すること。
  - ・同種業務：地方公共団体等が主催する芸術文化に関するイベントの開催業務
  - ・類似業務：地方公共団体等が主催する芸術文化以外に関するイベントの開催業務※共同企業体(JV)による参加の場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
  - a) 共同企業体の全ての構成企業が上記(1)から(12)の条件を満たしていること。
  - b) 共同企業体のうちいずれかの構成企業が上記(13)及び(14)の条件を満たしていること。

### 3 失格事項

提案者が次のいずれかに該当するときは失格とする。

- (1) 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書及び添付資料(以下、「企画提案書等」という。)を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が、様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) 企画提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他、不正な行為があったとき。

#### 4 手続き等

##### (1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 (奈良県庁 4 階)  
ムジークフェストなら実行委員会事務局 (奈良県地域創造部文化振興課内)  
T E L 0742-27-8917 (直通)  
F A X 0742-27-8481

##### (2) 公募型プロポーザル説明書 (以下「説明書」という。) 及び仕様書の配布

公募開始日から令和 7 年 1 月 15 日 (水) までの午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、土日祝及び 12 月 30 日 (月) から 1 月 3 日 (金) を除く平日で、かつ正午から午後 1 時までを除きます。) の間に、4 (1) の担当部局において配布する。または奈良県地域創造部文化振興課ホームページから入手するものとする。

##### (3) 質問の受付

4 (2) により配布する説明書に示すところによる。

##### (4) 参加申込書、企画提案書等の提出

4 (2) により配布する説明書に示すところによる。

#### 5 受託者の選定

4 (2) により配布する説明書に示すところによる。

#### 6 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 詳細については、4 (2) により配布する説明書に示すところによる。

以上